
* * * * *
* 超 高 速 船 作 業 基 準 *
* * * * *
* (博多・壱岐・対馬航路) *
* * * * *

九州郵船株式会社

実施 平成 3年 4月 14日
改正 平成 3年 12月 20日
平成 5年 12月 1日
平成 6年 11月 1日
平成 10年 10月 1日
平成 18年 12月 1日

目次

第1章 目的

第1条 目的	1
--------	---

第2章 作業体制

第2条 作業体制	1
第3条 陸上作業指揮者の所掌	1
第4条 船内作業指揮者の所掌	1

第3章 危険物等の取扱い

第5条 危険物等の取扱い	2
--------------	---

第4章 乗下船作業

第6条 乗船待ちの旅客の整理	2
第7条 乗船準備作業	2
第8条 旅客の乗船	2
第9条 離岸準備作業	3
第10条 離岸作業	3
第11条 船内巡視	3
第12条 着岸準備作業	3
第13条 着岸作業	3
第14条 係留中の保安	4
第15条 下船準備作業	4
第16条 旅客の下船	4
第17条 下船の終了	4

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第18条 乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知	4
第19条 乗船旅客に対する遵守事項の周知	5

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、博多・壱岐・対馬航路の超高速船の作業に関する基準を明確にし、もって旅客輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。ただし、各係は兼務することがある。

(1) 陸上作業

①乗下船する旅客の誘導	旅客係	2～3名
②船舶の離着岸時の綱取り、綱放し	綱取係	2名
③乗船待機中の旅客の誘導	旅客誘導係	1名

(2) 船内作業

乗下船する旅客の誘導	旅客係	1名
------------	-----	----

- 2 乗組員以外のもものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、(副)運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行なう。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

- (1) 運送約款第2章第3条第2項に依り、危険物の運送を拒絶又は契約を解除することがある旨規定している。
 - (2) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、(副)運航管理者に報告すること。
 - (3) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引受を拒絶しなければならない。
 - (4) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、(副)運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) (副)運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を附して運送を引受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、(副)運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を(副)運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 旅客誘導係は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業により危害を受けないよう、待合室等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(乗船準備作業)

- 第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行ない、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として旅客については離岸10分前から乗船作業を開始する。
- 2 乗船開始10分前までに、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者はそれぞれ作業員を配置して人道橋（タラップを含む、以下同じ。）を架設する。

- 3 船内作業指揮者は、人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、(副)運航監理者及び船長にそれぞれ報告する。

(離岸準備作業)

第9条 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の1分前となったときは旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人動橋を収納する。

- 2 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

第10条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベル等を鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を離させ慎重に離岸、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留策を放す。

(船内巡視)

第11条 船内巡視は、別途定める組織及び要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めるときは、前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は、当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第12条 (副)運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸10分前までに綱取り作業、人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行なう。

(着岸作業)

第13条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により、危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第14条 船長及び(副)運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障ないよう係留方法並びに人道橋の保安に十分注意する。

(下船準備作業)

第15条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに人道橋を架設し、舷門を開放する。

3 船長は、適切な時期に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第16条 船内作業指揮者は、人道橋の架設完了を確認した後、船内の旅客係員を指揮して旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第17条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して人道橋を収納する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ(副)運航管理者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第18条 (副)運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

(1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項の周知)

第19条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと
- (6) 高速運航中におけるシートベルトの着用
- (7) 暴露部への外出が禁止されていること
- (8) 荒天時において、1階2階の客室階段の昇降が禁止されていること
- (9) 夜間航行中、遮光カーテンを開かないこと
- (10) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に、前項各号の事項を掲示しておかなければならない。